

## 子宮頸がんの予防措置実施の推進に関する意見書

HPV（ヒトパピローマウイルス）感染が主な原因である子宮頸がんは、「予防できる唯一のがん」と言われています。年間約15,000人が新たに罹患し、約3,500人が亡くなっていると推計されており、近年、若年化傾向にあり、死亡率も高くなっています。

結婚前、妊娠前の罹患は女性の人生設計を大きく変えてしまいかねず、子宮頸がんの予防対策が強く望まれています。子宮頸がんの予防対策としては、予防ワクチンを接種することや予防検診（細胞診・HPV検査）によってHPV感染の有無を定期的に検査し、前がん病変を早期に発見することが挙げられます。

昨年、子宮頸がん予防ワクチンが承認・発売開始となり、ワクチン接種が可能になりました。これについては、費用が高額なため、一部の自治体ではワクチン接種への公費助成を行っていますが、居住地により接種機会に格差が生じることがないように国の取り組みが望まれます。予防検診の実施についても同様に、自治体任せにするのではなく、受診機会を均てん化すべきです。

よって、政府におかれては、子宮頸がんがワクチン接種と予防検診により発症を防ぐことが可能であることを十分に認識し、次の措置を講じられるよう強く要望いたします。

### 1 子宮頸がん予防ワクチン接種の実施の推進をすること。

予防効果の高い特定年齢層への一斉接種を実施し、その接種費用は国の全額補助とすること。

特定年齢層以外についても一部補助を実施すること。

居住地域を問わない接種機会の均てん化に取り組むこと。

ワクチンの安定供給の確保及び新型ワクチンの開発に関する研

究を行うこと。

- 2 子宮頸がん予防検診（細胞診・HPV検査）の実施の推進をすること。

特に必要な年齢を対象にした検診については、国による全額補助とすること。

従来から行われている子宮頸がん検診を予防検診にまで拡大すること。

居住地域を問わない受診機会の均てん化に取り組むこと。

- 3 子宮頸がん及び子宮頸がんの予防に関する正しい知識の普及、相談体制等の整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成22年10月6日

尼崎市議会議長

関係大臣あて